

おびしんフラット35（機構買取型）

令和元10月1日現在

1. 商 品 名	おびしんフラット35（機構買取型）						
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員または会員資格を有するお申込時年齢が70歳未満の個人の方 ・日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 ・年収に占めるすべてのお借入れの年間合計返済額の割合が、次の基準を満たしている方 <table> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><収入合算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご融資住宅に同居される申込ご本人の直系親族、配偶者、婚約者、内縁関係にある方を連帯債務に加えることで収入金額を合算することができます（収入合算できる方は1名） 	年収	基準	400万円未満	30%以下	400万円以上	35%以下
年収	基準						
400万円未満	30%以下						
400万円以上	35%以下						
3. ご融資資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・申込ご本人またはご親族がお住まいになるための住宅の建設資金、新築住宅の購入資金もしくは中古住宅の購入資金、または住宅資金の借換資金 （1）住宅の床面積が、1戸建て住宅等の場合 : 70㎡以上 共同住宅（マンションなど）の場合 : 30㎡以上 （住宅面積の上限はありません） （2）住宅の耐久性などについて独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」といいます）が定めた技術基準に適合する住宅 （3）その他 <p>新築の場合：建設費（土地取得融資条件を満たす場合は、土地購入費を含められます）または購入価額が1億円以下（消費税を含みます）</p> <p>中古の場合：購入価額が1億円以下（消費税を含みます）で、借入申込日において築後年数が2年を越えている住宅または既に人が住んだことがある住宅（ただし、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることが必要です）</p>						
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で、建設費または購入価額の100%以内（住宅の技術基準、融資タイプに応じて融資率の上限が異なります） ・借換資金は、借換の対象となる住宅ローンの債権残高または担保評価額（住宅金融支援機構の評価額）の200%のいずれか低い額以内 						
5. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれか短い方であること ①15年以上35年以内（1年単位） （ただし、申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年以上） ②返済時の年齢が80歳となるまでの年数 						
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利（ご融資実行時の利率が返済まで適用されますが、お申込時の利率と異なる場合があります） ・ご融資実行時の利率は、毎月当金庫が決定し、公表します 						
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い ・6ヵ月毎のボーナス払いも併用できます （ただしボーナス払い分はご融資額の40%以内（1万円単位）） 						

おびしんフラット35（機構買取型）

8. 団体信用生命保険	・団体信用生命保険の利用が可能です（機構団信、三大疾病）
9. 保証人及び担保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人及び保証機関等による保証は不要です ・ご融資対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます ・ご融資対象となる住宅に火災保険をおつけいただきます なお、敷地に抵当権を設定できない場合は、その火災保険金請求権に、住宅金融支援機構を質権者とする第1順位の質権を設定していただきます
10. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資取扱手数料として 【定率タイプ】をご選択された方は、「ご融資額×2.20%」で計算された金額が必要です 【定額タイプ】をご選択された方は、49,500円が必要です ・物件検査の手数料については、適合証明機関によって異なります
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のご融資利率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください ・返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください お客様が申し出た条件での返済額を試算いたします ・リフォームのための資金にはご利用いただけません ・このご融資は、住宅金融支援機構の証券化支援事業を利用した商品となりますので、ご融資実行後、債権は住宅金融支援機構に譲渡されます

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。